申請事業名

受託コンソーシアム 協定書

（目 的）

第１条　本協定は、コンソーシアムを設立し、一般社団法人海洋文化創造フォーラムの助成に係る「申請事業名」（以下「本事業」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名 称）

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、コンソーシアム名（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本コンソーシアムは、事務局を○○県○○市○○町○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　本コンソーシアムは、○年○月○日に成立し、一般社団法人海洋文化創造フォーラムから本コンソーシアムへの監査が終了するまでの間は、解散することができない。

２　前項の規定にかかわらず、本コンソーシアムは、本事業を受託することができないことが確定した日に解散する。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（１）（所在地） ○○県○○○○

（法人または団体名・代表者名） ○○○○

（２）（所在地） ○○県○○○○

（法人または団体名・代表者名） ○○○○

（３）（所在地） ○○県○○○○

（法人または団体名・代表者名） ○○○○

（幹事企業及び代表者）

第６条　本コンソーシアムの幹事企業は、○○○○とする。

２　本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　本コンソーシアムの代表者は、本事業の実施に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（取引金融機関）

第８条　本コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本コンソーシアムの名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（運営方法）

第９条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって、本事業の運営に当たるものとする。

（業務の分担）

第10条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○○○業務 （構成員名）

○○○○○業務 （構成員名）

○○○○○業務 （構成員名）

（構成員の連帯責任）

第11条　本コンソーシアムは、それぞれの分担した業務について進捗管理を行い、本コンソーシアムの構成員は、本事業の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（構成員の個別責任）

第12条　本コンソーシアムの構成員がその分担に係る業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第13条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（事業途中における構成員の脱退）

第14条　構成員は、本コンソーシアムが本事業を完了する日までは脱退することができない。但し、諸事情により事業継続が困難な場合は別途構成員間にて協議する。

（事業途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条　構成員のうちいずれかが本事業の途中で破産又は脱退した場合においては、発注者の承認を得て、コンソーシアムの残存構成員の中から当該構成員の分担業務を引き受ける者（以下、「分担業務引受者」という。）を選定する。

２　前項の場合において、分担業務引受者の選定が困難なときは、残存構成員が共同連帯して、当該構成員の分担業務を完了する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を本コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は脱退した構成員の分担業務を完了する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第16条　本コンソーシアムが解散した後においても、本事業につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第17条　この協定書に定めのない事項については、構成員間で協議するものとする。

（管轄裁判所）

第18条　本協定の紛争については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業○○○○ほか○者は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本協定書を作成する。

年 月 日

（コンソーシアム名）

（所在地）

　幹事企業

（幹事企業名）

（肩書）

（代表者名）

印